

記

最近新聞紙等の報道により、政府が現在大学等学術研究機関の人事について考えをすすめていると伝えられるところのものは、大学等学術研究機関における学術研究者の学問思想の自由を不当に不安ならしめるおそれがあると思われます。

日本学術会議は、大学等の学術研究機関の人事につき、さきに第4回総会において慎重審議の結果、別紙本文のような決定に到達しこの決定を日本学術会議法第5条に基いて政府に通達勧告しておきました。もし、政府が最近報道されているような学術研究者の整理的措置を考慮中であるならば、この際、政府として、日本学術会議の第4回総会の決議の主旨にもとることのないように考慮されるよう、この際特に政府の注意を喚起する次第であります。

(別紙本文 番号28参照)

1-69

研究第475号 昭和25年10月23日

文部省大学学術局長 稲田清助殿

日本学術会議研究費予算委員会

委員長 尾高朝雄

昭和27年度研究費予算の編成方針について(勧告)

表記のことについて、左記の措置をとられるよう勧告します。

なお、このことは10月6日、日本学術会議第7回総会で議決されたものであることを申し添えます。

記

1. 昭和26年度の科学研究費交付金の申請を募る際に、併せて各研究者から昭和27年度の研究計画と所要研究費を予告することを求める。
2. 右の予告は、単なるペーパー・プランでなく、責任のある計画でなければならない。
3. 学術会議は、右の予告について、研究の重要性、研究者の適格性等により、必要な研究費の総額を算出し、その結果を文部省に示し、昭和27年度予算編成の重要な1つの根拠とする。
4. 昭和27年度の研究費配分のためには、改めて昭和26年度中に申請を募る。この申請は、前以つて行つた予告と必ずしも一致する必要はないが、研究計画を変更するには相当の理由がなければならない。

1-70

総発第453号の3 昭和25年10月23日

文部省大学学術局長 稲田清助殿

日本学術会議事務局長

本田弘人

科学知識の普及実行に関する経費について(申入)

標記のことについて、10月6日、本会議第7回総会において左記のことが議決されましたので、